

働く仲間は闘うN関労に結集しよう!!

LALUZ

(ラ・ルース)

2009年4月23日(木) No. 62

N関労 西日本NTT関連労働組合
発行責任者 横林 賢二
事務所：尼崎市武庫町 1-36-22 NTT 武庫之荘別館 3F
Tel. 090-1070-6839 Fax. 06-6436-4076
Eメール: w-nkanro@cpost.plala.or.jp
<http://www.n-kanrou.com/>

労災を拒み続けた2ヶ月

申請遅延は手続きの問題

それとも意図的？

ハイホン中国との団体交渉から

労災申請完了はなんと2ヶ月後

10月15日、当労組組合員である伊蘇隆好さん(当時、広島設備部サービス運営部門在籍)が勤務中、社用車で事故にあった。信号待ちで停車していたところへの追突事故である。

この事故により、伊蘇さんは俗に言う「ムチ打ち症」と診断された。後遺症が残る可能性もあり、短期に打ち切られる任意保険よりも後々有利な労災保険での対応を上長へ申し出た。10月21日のことである。

しかし、労災申請は遅々として進まず、最終的に申請が完了したのは申し出より2ヶ月後の12月25日であった。会社は「自賠責でのメリット、デメリットを説明していて遅くなった」と第1回目(2月13日)の団体交渉で述べたが、そのような事実は無く、それどころか上長は「自賠責で処理するので労災扱いにできないと労基署で言われた」とまで言い及び、自賠責または任意保険での対処を伊蘇さんに迫っている。

なぜ、こうまで労災申請を拒むのか。会社の的を得ない説明に団体交渉は3回を数えることになった。以下は4月10日に行われた3回目の団体交渉からの抜粋である。

組合) 1回目の交渉で「労災の認定は労基署で行う。労災法に基づいて行っている」と回答したが間違いはないか。

会社) 間違いはない。

組合) それに基づいてまず、何から始めるのか。

会社) 被災者本人に労災保険で行くのか、自賠責保険で行くか、どちらを先行させるかの打診し、仮に労災で行くとしたら、労基署に認定手続き等を行う。業務災害付加補償については、社内決裁をして認定申請をすることとなる。

組合) 業務上の災害は誰が決めるのか。

会社) 会社が決める。勤務時間であれば業務災害となる。

組合) 労基署署長の認定を受けない場合もあるのか。

会社) 自賠責保険を先行させると労災認定は受けられない。死傷病報告は労働安全衛生法に基づき、会社はしなければならないが、本人の意思で自賠責先行のケースもある。その場合には、公傷休暇を付与することになり、社内決裁をしなければならない。そうでないと、公傷認定が出来ないし、業務災害付加補償の適用は出来ない。

組合) 公傷認定の定義は、

会社) 労災保険適用の場合は労基署の認定で規則化さ

れているが、自賠責保険適用は、労基署の認定はされないため、文言上規則化されてない。労基署認定に準じて社長が決裁し認定している。

組合) 労災保険法に基づいて認定するのが筋ではないのか。公傷であるかどうかを会社で判断するということか。

会社) 労基署に届け出する。しかし決裁は社長がする。

組合) 企業内で公傷と認定する事と労基署での認定は違う概念である。会社規則があるのか。

会社) 公傷とは、業務中の事故であると判断した場合、公傷事故と認めている。

組合) 社長通達第55号「社員業務災害付加補償規則」(以下規則)では労災認定については、所轄の労基署署長が認定するとなっている。この認定なしに会社が公傷認定する事にはならない。

会社) 監督署が認めるとあるが、それに準じて会社決裁を進めている。

組合) 明文化した規則をつくっていないなら、それはおかしい。就業規則違反だ。

会社) 確かに社長通達55号には書かれていないが、運用上のルールがあると思われるので、確認させてほしい。

「忘れていた」では済まない

組合) 死傷病報告は「遅延なく」とあるのに、これも11月28日と約1月遅れている。この報告は、休業が4日を過ぎた時点で行うものではないのか。

会社) それについては、前回の団交で謝っている。

組合) 前回の回答では、決裁に時間がかかったと弁明したが・・・。

会社) そうではなく、今回のケースは現場の責任者が忘れていた。

組合) 10月28日には広島から安全担当者が福山に赴き、現場を指導しているが上長は「死傷病報告の扱いについては、何ら説明されなかった」と言っている。

会社) マニュアルに基づいて指導したと聞いている。

組合) 会社の「労災補償マニュアル」に書かれている

ことすら忘れていているという事はどういう指導なのか。

会社) 今回の事例については自賠責先行が良いか、労災先行が良いかの認識をもってもらおうということと取り組んできたことである。

組合) 「労基署の判断を求めなさい」というのが規則だ。会社業務上の負傷で労基署の判断を仰がずに、こうしたことを今までしてきたのか。

会社) 労災保険等が労災認定されてはじめて適用される事を認識していなかった。こちらの理解不足もあった。そのことを認める。

組合) 福山ビルで安全衛生委員会は定期的に行われているのか。

会社) 毎月行っている。

組合) 11月15日に議事録を閲覧した。昨年6月までは決裁されているが、それ以降はされていない。また、安全衛生委員会報告は今まで一度も目にしていない。

会社) 確認する。

組合) 規則(社長通達第55号)以外のものがあるなら提出してほしい。今迄の交渉経過と根本から違ってくる。今日の会社説明では「労災なんか必要なし」とならざるを得ない。

会社) 窓口交渉で回答する。

労災保険適用は本人の意思

今回の伊蘇さんの事例についてだけで言えば、会社が安全配慮義務を問われるものではない。労災保険を適用するだけのことである。

そういう意味では会社は「労災隠しモドキ」を演じる必要も無かったと言える。そもそもこの問題は伊蘇さんの労災保険の適用依頼を拒んだことに端を発している。労災保険か否かは会社回答にあるように被災者本人の意思によるものである。労災保険を望めば社員業務災害付加補償規則に則った処理となり、労災認定は労基署署長が行うこととなる。

今回の会社の手続き上の齟齬については二度と繰り返さないよう、当組合からの提案を考えている。

NTTに人間性はあるのか？

難病の妻を介護するために自宅近隣の職場へ配置せよ!!

NTT東日本神奈川支店に勤務する保坂貢さん（N関労組合員）は、妻が2002年に運動神経がうまく動かなくなる「脊髄小脳変性症」という現代医学では治療の方法がない難病になり、以後介護が必要になった。

保坂さんは介護と仕事が両立するよう配慮を求めているが、人事異動が出されるたびに通勤時間が長くなり、今では自宅（東京都大田区）から50分かけて通勤している。保坂さんが工作中、奥さんは家で一人で過ごしている。

最近飲み込む力が弱くなっているが、遠くて昼休みに様子を見に行くこともできない。何かあったらすぐ駆けつけられるよう、自宅近隣の職場であるNTT品川ツインビルへの配置転換を求め続けている。

いうまでもなく法定内介護休職は最長93日（40%保障）であり、また法定外介護休職は最長9ヶ月である。保坂さんの場合は否応なく介護と仕事が両立しなければならない。

このたび、N関労や民主団体をはじめとして「介護休業法を遵守し保坂貢さんを転勤させる会」を組織し、厚生労働省とNTT東日本あて要請署名1万筆めざして取り組んでいる。

全国的にはナショナルセンターの全労協をはじめ民主団体をも巻き込んだ署名活動が広がり、地元東京では地域的な支援の輪が広がりつつある。

西日本エリアではすでに800筆を超え、1000筆を越す勢いである。これまでご協力いただいた仲間の皆さんには紙面を借りて感謝を申し上げます。

この闘いはNTTに残った労働者を遠距離配転し、また成果主義賃金で多くの労働者を競争に駆り立て、人間性さえ否定するNTTとの闘いとなっている。



仲間とともにNTTに怒りをぶつける保坂さん

脊髄小脳変性症（せきずいしょうのうへんせいしょう）とは、運動失調を主な症状とする神経疾患の総称である。小脳および脳幹から脊髄にかけての神経細胞が徐々に破壊、消失していく病気であり、1976年10月1日以降、特定疾患に16番目の疾患として認定されている。推定では、10万人に4～5人の確率で発症するといわれている。人種、性別、職業による発病の差はない。

主に中年以降に発症するケースが多いが、若年期に発症することもある。非常にゆっくりと症状が進行していくのが特徴。10年、20年単位で徐々に進行する。小脳、脳幹、脊髄にかけての神経細胞は破壊されるが、大脳部分は破壊されない。そのため、認知症やアルツハイマー病などとは異なり、患者は、自分の身体の運動機能が徐々に衰退していくことをはっきりと認識できる。

3.18ストライキ貫徹

ストライキ権100%批准を背景に、一律5万円などを掲げて09春闘の山場に設定されたN関労のストライキは、今年はじめて拠点ストライキを打ち抜いた。

拠点となったNTT尼崎ビルには、N関労組合員のほか、3.12にストライキを打ち抜いた通信労組中央本部の山田執行委員長、今年初めての全国ストライキを3・19に設定した郵政労働者ユニオンの小倉神戸東播支部執行委員、今年5月に改選を迎えるつづき徳昭尼崎市議会議員の熱い激励あいさつのあとシュプレヒコールを行い、その強い怒りの声が尼崎ビルにこだました。



「つづきさま」の掛け声も



挨拶する通信労組山田委員長



つづき尼崎市議も熱い連帯



怒りのシュプレヒコールがこだまする

09被災地メーデー

今年も神戸・湊川公園で開催

とき・ところ 5月1日(金) 神戸・湊川公園

じかん 11時30分~15時30分

テーマ 「フツーに働きたい」

内容：屋台村・曲芸・講談・演奏など

豊富なお楽しみプログラムあり

メーデー口メモ

メーデーの起こり

1886年、アメリカの労働者たちが8時間労働を要求して5月1日にストライキとデモを行ったが、死者が出る結果に……。このことを受け、1889年にパリでフランス革命百年を記念して開かれた国際労働者会議では、5月1日を「国際的一大示威行動日」と決定したのがメーデーの起こりと言われている。その翌年からデモ隊は3つの要求を掲げる……。8時間の労働、8時間の睡眠、8時間の余暇。

被災地メーデーの起こり

震災で問われた労働組合のあり方。解雇などの犠牲になったのは、まずパートなどの非正規労働者であった。既存の労働組合はこうした解雇問題にほとんど取り組むことができず、その役割に疑問も提起された。神戸地区労は被災労働者ユニオンを結成して解雇問題や被災者支援に取り組みながら被災者・市民と連帯する運動を追求。そして、これが被災地メーデーという形で結実し、被災地での働くものと地域の絆を深めるきっかけとなった。



(長田区若松公園で開かれた第1回被災地メーデー)